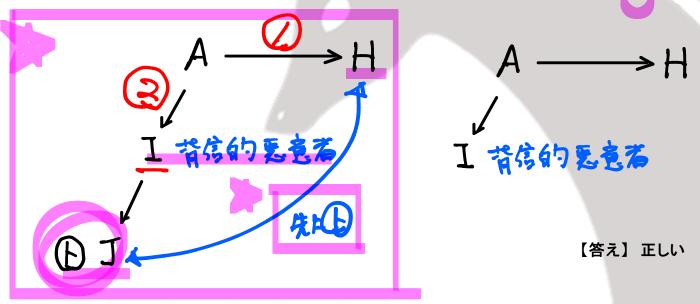
背信的悪意者からの転得者 H24-06-4 ≪#342≫ 【問】正誤をつけよ。

Aが甲土地をHとIとに対して二重に譲渡した場合において、Hが所有権移転登記を備えない間にIが甲土地を善意のJに譲渡してJが所有権移転登記を備えたときは、Iがいわゆる背信的悪意者であっても、Hは、Jに対して自らが所有者であることを主張することができない。



≪ポイント≫ 背信的悪意者からの転得者

不動産の二重譲渡において、第2買主たる背信的悪意者から当該不動産を譲り受け、登記も具備した者(転得者)は、自分自身が第1買主に対する関係で背信的悪意者と評価されない限り、その不動産の取得を第1買主に対抗できる(最判平8.10.29)。

